

## 議案第13号

### 工事請負契約（県道河原インター線（2号トンネル）トンネル工事（交付金改良））の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年9月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 工 事 名 県道河原インター線（2号トンネル）トンネル工事（交付金改良）
- 2 工 事 場 所 鳥取市河原町三谷から八頭郡八頭町破岩まで
- 3 契約の相手方 県道河原インター線（2号トンネル）トンネル工事（交付金改良）

間組・中信建設特定建設工事共同企業体

代表者 広島市中区大手町五丁目3番18号

株式会社間組広島支店

役員待遇支店長 岩 淵 伸一郎

鳥取市国府町町屋515番地2

有限会社中信建設

代表取締役 中 村 春 信

- 4 契約金額 1,344,000,000円
- 5 工事費の減による減額 工期内において、契約金額が適正な工事費より過大となったと認められる場合は、上記契約金額から当該過大となった額を減額する

ものとする。

6 工事完成期限 平成20年7月31日

7 契約締結の方法 指名競争入札